

令和 7 年

第 10 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 錄

令和 7 年 10 月 6 日 (月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議事
- 4 報告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事 (議案第1号から第4号)
- 日程第4 報告 (報告第1号から第4号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議長 堀正

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出席委員 (24人)

1番	白山	一男	2番	高原	和重
3番	林	康弘	4番	土佐	好廣
5番	木下	栄作	6番	川腰	康子
7番	山本	康雄	8番	田邊	秀男
10番	島倉	忠悦	11番	長谷	吉宗
12番	長谷川	達夫	13番	高橋	彰
14番	堀	正	15番	表	隆夫
16番	齊田	博美	17番	松井	正
18番	明石	茂	19番	末永	久義
20番	炭谷	一三	21番	坂井	吉三郎
22番	瀧田	秀成	23番	高越	博
24番	山崎	善夫	25番	北田	幹夫

欠席委員 (1人)

9番 樋上 豊

## 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について  
報告第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出の受理について  
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局  
事務局長 野崎 智延 副主幹 清水 知昭  
主査 矢野 貴之

射水市農林水産課  
主任 浅木 恵美

## 会議の概要

開会時刻 午後 1 時 50 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 7 年第 10 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

なお、9 番 樋上委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

## — 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「21 番 坂井委員」「22 番 瀧田委員」を指名いたします。

## — 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

## — 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

## — (議案第1号の説明・表決) —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮ります。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号7番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号7番について説明します。

申請人は、平成10年に法人を設立し、主に〇〇事業を営んでおり、現在、〇〇地内の自己所有地において、自宅と事業所を構えております。

事業の拡大に伴い、従業員を雇用し、法人で所有する重機等の車輌を増加してきました。そのため、従業員の車輌及び重機の駐車スペースが敷地の大半を占め、重機等の切り返しのスペースや、他の業者が出入りするためのスペースの確保が困難な状況となり、事業所の近くで駐車場及び資材置場を整備する考えに至りました。

申請地は、事務所及び住宅敷地の北側に隣接し、従業員が徒歩でも移動しやすく、効率的な利用・管理が可能であり、適地であると判断しました。

駐車場及び資材置場を新たに整備するに当たり、擁壁を設け、周辺農地に土砂が流出しないことや、雨水を既存側溝に流すなど周辺には被害が及ばない旨を誓約しています。あわせて、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮ります。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

### — (議案第3号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第3号の申請番号19番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

申請者である譲受人は、令和5年6月から、〇〇地内でクリニックを開業し、地域住民に対して日常的な診療サービスを提供しています。また、クリニックに隣接して、別法人が運営する調剤薬局が開局しております。

開業から約2年経過し、多い日で一日に約120人の患者が来院します。既存の19台分の駐車スペースでは対応しきれず、敷地内での駐車待ちの発生による他の車輌や歩行者との接触リスクや、〇〇線を挟んで向かいにあるコンビニエンスストアへの違法駐車などの問題が生じるようになりました。

この問題を解消するため、隣接する土地において駐車場を18台分を新たに整備する計画です。

駐車場を新たに整備するに当たり、擁壁や排水設備を施工するなど、周辺農地に被害が及ばない旨を誓約しています。あわせて、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第3号の申請番号20番について、坂井委員から説明をお願いします。

坂井委員

議案第3号の申請番号20番について説明します。

申請者である譲受人は、〇〇地区で平成26年より、主に〇〇事業を行っています。

事業規模拡大に伴い、平成28年に南側隣接地を、令和3年に西側駐車場を、そして令和4年に西側駐車場南側隣接地を取得し、敷地を拡張してきました。

近年、ペットボトルの圧縮プレスの依頼が大幅に増加しています。しかしながら、ペットボトルの保管スペースがなく、依頼を断るなど、十分に対応できない状況にあります。今後、ペットボトル再生事業の需要がさらに増大することが予想されることから、ペットボトルの圧縮プレス事業に本格的に取り組む計画に至りました。

今回の申請地は、西側駐車場及び資材置場の南側に隣接し、事業の効率性も高く、適地であると判断しました。

整備においては、砂利敷きとし、四方をコンクリート擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。雨水排水については、雨水調整池を設置し、既存排水路へ排出します。また、水路及び農道との境界内側に金網フェンスを設置して周辺農地に被害が及ぼさない計画としています。あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第4号の説明・表決) —

議長 (堀会長)

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (浅木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

山本委員

番号1005のみ借受料が7,000円になっているが、これで正しいのか。

事務局 (浅木)

確認したが、7,000円で正しいということでした。

議長 (堀会長)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

— 報 告 —

議長 (堀会長)

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長 (堀会長)

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (矢野)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。  
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。  
各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。  
概要説明を事務局に求めます。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第4号の説明) —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高越委員

申請番号35について、申請地は住宅の近くか。

事務局（矢野）

住宅地の中に農地が点在する地域である。

確認したところ、申請者の家のすぐ裏である。

今回の申請は、この地区で2,3件目の届出である。担当する行政書士によると、事前に地元に説明したうえでの届出と聞いている。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和7年第10回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時35分

議長

署名委員

署名委員